

① 歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容(写真診断に係る必要な所見)について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。*

② 算定要件を満たさない歯科パノラマ断層撮影を算定していたので改めること。

ア 撮影した画像を保存期間(3年)内に紛失していた例が認められた。△

7. 投薬

(1) 投薬

① 投薬において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 傾向的な投薬が認められたので、必要性を考慮のうえ投薬を行うこと。

② 医薬品医療機器等法の承認事項(適応(効能・効果))からみて、不適切な投薬が認められたので改めること。

ア 適応外(クラリス錠200)

8. リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料1

① 診療録に記載すべき内容(調整部位)について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。*

② 診療録に記載すべき内容(調整方法及び調整部位)について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。*

③ 歯科口腔リハビリテーション料1において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 診療録に記載すべき調整部位について、記載が不十分であった。

④ 歯科口腔リハビリテーション料1の「1有床義歯の場合」において、以

下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 診療録の調整方法及び調整部位の記載が不十分であった。

イ 指導内容の要点について診療録の記載が不十分であった。

ウ 診療録の調整部位又は指導内容の要点の記載が画一的であり不十分であった。

エ 診療録の調整方法及び調整部位又は指導内容の要点の記載が不十分であった。

オ 診療録への調整部位の記載が不十分であった。*

⑤ 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1有床義歯の場合」を算定している例が認められたので改めること。

ア 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない。△

(2) 歯科口腔リハビリテーション料2

① 歯科口腔リハビリテーション料2において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 実施内容の要点を診療録に記載していなかった。△

9. 歯周治療

(1) 診断等

① 「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」(平成30年3月日本歯科医学会)を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。△

② 歯周病患者の補綴治療は、補綴予定部位の当該歯の病状安定後又は治療後の歯周病検査、画像診断等で適切な治療確認を行ったうえ、補綴治療を

開始すること。*

(2) 歯周治療において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

① 歯周病に係る所見及び治療計画の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

(3) 診断、処置、手術等

① 症状、所見、検査結果等を基に的確な治療を選択すること。

(4) 歯周基本治療

① 歯周基本治療において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 抜歯予定歯に対してスケーリング・ルートプレーニングを算定していた。△

② 歯周基本治療(スケーリング)において、誤って多く算定している例が認められたので改めること。△

(5) 歯周病安定期治療

① 歯周病安定期治療(I)において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していなかった。△

(6) 歯周病安定期治療(I)

① 管理計画書の内容が不十分な例が認められたので、記載の充実を図ること。*

② 歯周病安定期治療(I)において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書の内容が不十分であった。

③ 算定要件を満たしていない歯周病安定期治療(I)を算定している例が認められたので改めること。

ア 4mm以上の歯周ポケットを有するものに該当しない患者に算定している。△

イ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査を行っていない。△

ウ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や

当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。△

(7) 歯周外科手術

① 歯周外科手術については、歯周精密検査の結果に基づき行うこと。

② 歯周外科手術の歯周ポケット搔爬術において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 手術内容の要点を診療録に記載していなかった。△

10. 処置

(1) う蝕処置

① う蝕処置において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 支台築造時に除去すべき軟化象牙質を支台築造後に除去し、う蝕処置として算定していた。△

イ 診療録の処置内容の記載が不十分であった。

ウ 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していなかった。△

② 算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している例が認められたので改めること。

ア 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。△

(2) 咬合調整

① 咬合調整において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 歯冠形態の修正を行った際に、修正理由、修正箇所を診療録に記載していなかった。△

イ 歯冠形態修正を行った際に、診療録に記載すべき修正理由について、記載が不十分だった。

ウ 診療録に歯冠形態の修正を行った際の、修正理由、修正箇所等の記載が不十分である。

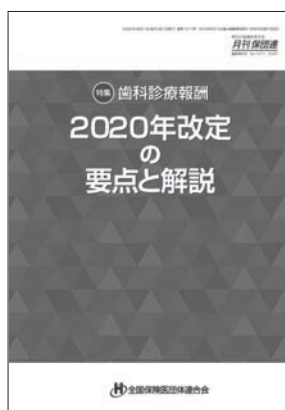
エ 鉤歯となる歯冠修復物の製作において、レスト座を付与せずに製作し、有床義歯の製作にあたり咬合調整を算定していた。*

② 算定要件を満たしていない咬合調整を算定している例が認められたので改めること。

ア 歯冠形態の修正を行った際に、修正理由、修正箇所等を診療録に記載していない。△

次号は処置の続きから掲載

歯科書籍案内



2020年改定の要点と解説

A4判 208頁(発刊済)

発行:全国保険医団体連合会

定価 4,000円

会員価格 2,800円

会員医療機関には1部、無料配布。

歯科診療報酬についての症例や図表を交えて要点を分かり易く解説。



歯科保険診療の研究(2020年4月版)

A4判 約280頁

発行:全国保険医団体連合会(4月下旬発刊)

定価 8,000円

会員価格 5,600円

日常診療に必要な点数と要点をわかりやすく解説。カルテ、レセプトの記入例も掲載し、これ一冊で歯科保険診療が理解できます。

写真は2018年のもの



県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10:00~12:00、13:00~16:00

◆受付電話 0269-33-3265

(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。

